



# 鳥取県公報

平成 26 年 6 月 9 日 (月)  
号外第 67 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (39) (業務効率推進課) . . . . . 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

北朝鮮による拉致問題に関する国からの情報収集及び連絡調整を行う組織を整備する。

2 規則の概要

(1) 東京本部に拉致被害者対策調整室を新設する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第39号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>(課及び総室内室並びに課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 10%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 60%;">課内室等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="text-align: center;">東京本部</td> <td style="text-align: center;"> <u>拉致被害者対策調整室</u>                      総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 部局、部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の<u>拉致被害者対策調整室</u>以外の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。</p> <p>2～15 略</p>	部局	部内局	課及び総室内室	課内室等	略				総務部	略	東京本部	<u>拉致被害者対策調整室</u> 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム	略		略		略				<p>(課及び総室内室並びに課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 10%;">部内局</th> <th style="width: 20%;">課及び総室内室</th> <th style="width: 60%;">課内室等</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> <td style="text-align: center;">東京本部</td> <td style="text-align: center;">                     総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(職制及び職務)</p> <p>第16条 部局、部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。</p> <p>2～15 略</p>	部局	部内局	課及び総室内室	課内室等	略				総務部	略	東京本部	総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム	略		略		略			
部局	部内局	課及び総室内室	課内室等																																						
略																																									
総務部	略	東京本部	<u>拉致被害者対策調整室</u> 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム																																						
		略																																							
		略																																							
略																																									
部局	部内局	課及び総室内室	課内室等																																						
略																																									
総務部	略	東京本部	総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム 産業振興・定住支援チーム																																						
		略																																							
		略																																							
略																																									

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。